

宇土マリーナ物産館

運 営 規 約

平成18年2月17日版

宇土マリーナ物産館 指定管理者
株式会社 ベルポートジャパン

宇土マリーナ物産館 運営規約

(目的)

第1条 宇土マリーナ物産館(以下「物産館」という。)は、安全・安心・新鮮な地域特産品を提供することで、生産者と消費者との交流を通して、宇土地域の活性化及び経済効果に寄与することを目的とする。

(開設期間)

第2条 この物産館の閉館日を次の通りとし、その日以外の日を開設する。

- 1) 毎月の第2及び第4水曜日(当日が国民の祝日に当たるときは、その翌日)
- 2) 年末年始(12月31日～1月2日)
- 3) 前項の規定にかかわらず、特に必要と認めるときは、臨時に開館及び閉館日を変更することがある。

(開設時間)

第3条 この物産館の各施設の開館及び閉館時間は次の通りとする。

1) 農水産物直売所

時 期	開 館 時 間
3月～11月	午前9時30分～午後6時
12月～2月	午前9時30分～午後5時

2) 食堂(食材供給施設)

年間を通して午前11時から午後3時まで。

- 3) 前項の規定にかかわらず、特に必要と認めるときは、臨時に開館及び閉館時間を変更することがある。

(出荷対象者)

第4条 出荷対象者は、宇土マリーナ物産館出荷協議会(以下「出荷協議会」という。)の会員として登録した者。

(出荷品の制限)

第5条 出荷品は次のとおりとする。

- 1) 原則として宇土市で生産された農水産物、加工食品、工芸品等。
- 2) 加工食品等許可を必要とする物については、許可を受けた者及び食品営業賠償共済加入者であること。
- 3) 物産館は、出荷者の出荷計画書に基づき、宇土市内に無い商品や出荷数量が少ない商品について、物産館を利用される消費者のため会社が必要と判断した商品については、出荷協議会との協議のうえ物産館が仕入れ、販売を行う場合がある。
- 4) 会社は、物産館への集客及び販売促進の目的において、会社の全国事業所における地域の物産品の販売を行う場合がある。

(販売方法及び販売手数料)

第6条 販売方法及び販売手数料は次のとおりとする。

- 1) 販売方法は委託販売方式と直接販売方式とし、販売手数料は次の通りとする。
- 2) 委託販売商品の区分は、野菜部会、果樹部会、花卉部会、加工部会、その他の商品とする。
- 3) 直接販売方式の区分は、水産部会の商品で、活魚及び鮮魚とする。また、貝類及

び加工品は、基本的に委託販売とする。

区 分	委託販売手数料率
野菜部会	15%
果樹部会	15%
花卉部会	15%
加工部会	15%
その他一般業者	随時応談
冷蔵、保冷又は保温を必要とするもの	上記に5%増しとする
宇土市以外の者	上記に5%増しとする

その他必要な事項が生じたときは、協議の上別に定める。

(販売代金精算)

第7条 販売代金の精算は次のとおりとする。

- 1) 物産館に出品された商品の精算については、レジを通過した商品のみを売上として精算する。
- 2) 出荷協議会会員の販売代金精算は、月末締めとし、翌月15日までに出荷者の金融機関の口座へ振込むものとする。振込み手数料は会員負担とする。なお指定金融機関は JAバンク又は 肥後銀行とする。
- 3) 上記以外の出荷者(業者を含む)精算は、会社との契約に基づき支払うものとし、振込み手数料は出荷者(業者)負担とする

(販売品の値付け)

第8条 販売品の値付けは、生産者が市場価格、流通価格を十分把握し消費税込み10円単位で値付けを行うものとする。

(事故の責任)

第9条 販売等に係る事故の責任については次のとおりとする。

- 1) 販売品等で事故若しくは苦情、返品等が生じた場合には、出荷者が責任をもって対応するものとする。尚、問題等が解決するまでの間は、その出荷者に対し、物産館の販売責任者が出荷停止を命じる場合がある。
- 2) 販売商品の破損及び紛失等は、原則として出荷者の負担とする。

(出荷時間)

第10条 物産館出荷する時間は次のとおりとする。

- 1) 出荷は原則として、午前8時30分から午前9時30分までの間で、出荷者は必ず出荷者であることが判るように名札を付けて直接持ち込むものとする。
- 2) 出荷者が出荷時間内に出荷できない場合は、代理人に頼むこと。
- 3) 商品の不足もしくは売り切れた場合、または物産館からの出荷要請による荷受はこの限りではない。

(値札)

第11条 出荷物の値札等については次のとおりとする。

- 1) 値札はバーコード方式とし、商品名、価格、生産者名、出荷日時等を記入するために事前に物産館事務所に申し出て、出荷品等について登録し、物産館備え付けのバーコード機器により、出荷者がその機器を操作してラベルを作成し、出荷物に貼付け出荷するものとする。

- 2) バーコードシールを直接貼れない場合は、ビニール袋かテープ等を使用しはりつけること。また、貼れない場合や分からない時は物産館職員の指導を受けること。

(出荷計画)

第12条 出荷者が物産館に出荷する場合は、次のとおり出荷計画書を提出すること。

- 1) 出荷者は出荷品目及び出荷量は、事前に(2ヶ月毎の)出荷計画を別紙用紙により1ヶ月前に提出すること。なお、修正の場合は、事前に計画書の修正を行い、再提出をし、その修正に基づき出荷すること。
- 2) 出荷計画の商品が出荷できない場合には、出荷協議会にて協議すると共に遅くとも一週間前までに、出荷者本人が会社の販売責任者へ直接連絡すること。

(出荷品目及び出荷量)

第13条 出荷品目及び出荷量は次のとおりとする。

- 1) 出荷者は、土曜、日曜、祝日のみならず出荷量を勘案し、できるだけ毎日出荷できるように努めること。
- 2) 土曜、日曜、祝日は品不足が懸念されるため、出荷者で補充できる品がある場合には、来店し残数を確認し追加補充に努めること。
- 3) 出荷量は全体調整のため、物産館販売責任者の指示に従うこと。

(荷姿)

第14条 出荷物の荷姿は次のとおりとする。

- 1) 出荷者は、常に消費者の立場に立って考え、買いやすい荷姿に努めること。
- 2) 出荷品については、衛生的に取り扱うと共に、商品が傷まないように個々に工夫をすること。

(荷受及び陳列)

第15条 出荷物の荷受及び陳列については次のとおりとする。

- 1) 出荷するときは、係員が検査確認後、係員の指示により陳列するものとする。
- 2) 荷受の検査が済んでいない物、バーコードシールが貼っていない物は、物産館では販売しないものとする。
- 3) 陳列するときは、他の出荷者の品を押し退けたりして、置かないようお互いにマナーを守ること。

(残品の引取り及び処分)

第16条 出荷物の売れ残り商品の処分等については次のとおりとする。

- 1) 商品は、原則として出荷者自ら出荷当日の閉館後30分以内、若しくは翌日の会館前30分前迄に引き取りに来ること。

品目	陳列日数	例
軟弱野菜	1日	ホウレン草・ニラ・白菜・春菊・ネギなど
果菜・洋菜類	2日	大根・茄子・きゅうり・人参・蓮根など
根物	5日	里芋・薩摩芋・ニンニクなど
軟弱果実	2日	葡萄・いちじくなど
そのた果実類	5日	メロン・スイカ・柑橘類など
惣菜	1日	
乾燥物。穀物類	2週間	大豆・小豆・黄粉など
工芸品・木工品・陶芸品等	30日	

- 2) 出荷箇所の清掃は、随時出荷者自ら自主的に行うこと。
- 3) 残品の確認は、出荷者が直接物産館に出向き、自分の商品の残を確認すること。
物産館の担当者や事務所からは各個人への連絡はしないものとする。
- 4) その他詳細については、物産館販売責任者の指示に従うものとする。
- 5) 所定の期間内に引き取られていない商品は、物産館運営上、会社が処分する。
- 6) 残品の引取りについて注意を受けた者が指示に従わない場合は、出荷停止処分の対象とする場合がある。

(賞罰則及び処分)

第17条 出荷協議会加入者に対する賞与及び罰則については次のとおりとする。

- 1) 物産館は、生産者に対し物産館への貢献度、農林水産物委託販売額の優良者に賞を与える。
- 2) 物産館にての展示、販売商品に対し、事故及び苦情があった出荷者については、物産館責任者及び出荷協議会より注意又は改善勧告を行う。また、改善等の対処が見られないと判断したときは、出荷協議会及び物産館販売責任者が出荷停止処分とすることができる。
- 3) 出荷者が、物産館及び出荷協議会の目的に反する行為を行った場合は、会社と出荷協議会で協議した後、改善勧告を行う。それでも改善されないときは、出荷協議会及び物産館販売責任者により、出荷停止等の処分を行うこととする。

(その他)

第18条 その他、この運営規約にないもので物産館の運営に関する問題等が生じた場合は、会社の責任において決定する。

附 則

この規約は、平成18年2月17日より施行する

道の駅宇土マリーナ物産館 罰則規定

第1条

道の駅宇土マリーナ物産館運営規約第16条及び17条の規定に基づき、利用者(消費者)から信頼され、利用される物産館となる為、併せて品質向上のために、次の通り罰則規定を設ける。

第2条

- 1) 来館又は電話による苦情で出荷者の責任によるものと判断された場合、また、宇土マリーナ物産館運営規約及び宇土マリーナ物産館出荷協議会規約を遵守出来ない出荷者に対し、別表1に掲げる罰則基準に基づき『口頭注意』から『出荷停止1年間』迄の罰則を課すものとする。
- 2) 別表1に定めてない内容の苦情や問題が発生した場合を含めて、罰則の決定は出荷協議会役員会にて協議し決定する。
- 3) 緊急を要する問題が発生した場合は、宇土マリーナ物産館出荷協議会会長と物産館支配人との協議のうえでその罰則を決定する。

第3条

苦情処理に要した経費については出荷者の負担とする。

第4条

宇土マリーナ物産館は消費者からの苦情に対し、『苦情処理簿』を備え置き、その処理策、苦情処理に要した経費及び今後の対策を記載することとする。

附 則

この規定は、平成18年2月17日から適用する。

【別表1】

罰 則 基 準

項 目	罰 則
味付け等技術不足による苦情	口頭注意
餡がはみ出ている等の見た目の苦情	口頭注意
異物の混入による苦情（髪の毛・虫）	文書注意
量目不足による苦情	文書注意
消費期限・賞味期限の未記入	文書注意
不良品（果樹・野菜・加工品・工芸品を問わず、出荷者の過失による不良品が発生した場合）	文書注意
バーコードシールの訂正 （値段の訂正、商品名の訂正など）	文書注意
物産館運営規約違反及び出荷協議会規約違反	文書注意
口頭注意 2 回目	文書注意
商品の腐敗	出荷停止 2 週間
虚偽の表示（過大表示・原材料の偽り・商品名が違う等	出荷停止 2 週間
文書注意 2 回目	出荷停止 2 週間
出荷停止 2 週間が 2 回目	出荷停止 1 ヶ月
出荷停止 1 ヶ月が 2 回目	出荷停止 3 ヶ月
出荷停止 3 ヶ月が 2 回目	出荷停止 6 ヶ月
出荷停止 6 ヶ月が 2 回目	出荷停止 1 年

1年間無事故、無違反の者に対しては、第一段階からの適用とする。